

脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）



【令和4年度要求額 13,387百万円（10,387百万円）】

優れた脱炭素技術等の導入、技術のシステム化や複数技術のパッケージ化、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進

1. 事業目的

- ① パリ協定、「脱炭素インフラニシアティブ」に基づき、優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現するとともに、その削減分により我が国の2030年目標達成に貢献。また、優れた脱炭素技術等の途上国等における水平展開を促進し、地球規模での排出削減に貢献するとともに、海外の脱炭素技術等の市場を拡大。
- ② 我が国の質の高い脱炭素技術・製品を、システム・複数技術パッケージ化して相手国向けにカスタマイズ。
- ③ 再エネが豊富な第三国と協力し、再エネ由来水素の製造、島嶼国等への輸送・利活用等を促進。

2. 事業内容

①二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な排出削減が必要。パリ協定6条に基づく市場メカニズムとしてのJCMにより、民間活力を活用し、優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対し支援を行うことや地域的な展開等も視野に官民連携をさらに強化・拡充することにより、途上国の脱炭素社会への移行等を実現。

②コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業

我が国の優れた脱炭素製品・サービスの相手国に適したリノベーションを実施。エネルギーマネジメントシステムや遠隔操作などのデジタル化・IoT化を促進。

③脱炭素に向けた水素製造・利活用第三国連携事業

再エネが豊富な第三国と協力し、再エネ由来水素の製造、島嶼国等への輸送・利活用等を促進することで途上国の脱炭素社会への移行等を実現。

3. 事業スキーム

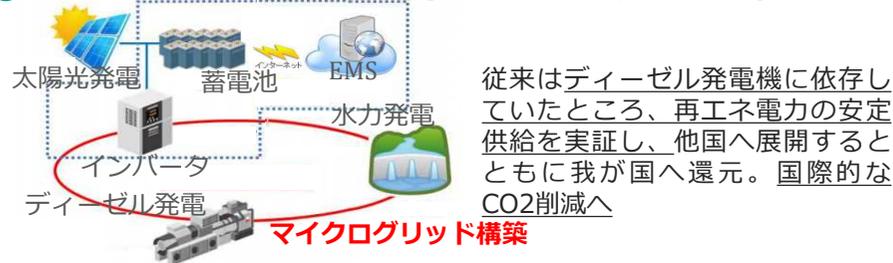
- 事業形態 ①間接補助事業（補助率：1/2以内）、②間接補助事業（補助率：2/3以内）、③間接補助事業（補助率：1/2以内）
- 補助対象 ①～③補助事業：民間事業者・団体等
- 実施期間 ①平成25年度～令和12年度、②令和元年度～5年度
③令和3年度～5年度

4. 事業イメージ

①のスキーム及び脱炭素技術の設備・機器の導入例



②の例：離島での再エネと蓄電池を制御するEMS開発



お問合せ先：

- ①環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話：03-5521-8246、③環境省 地球環境局 国際協力・環境インフラ戦略室 電話：03-5521-8248
- ②環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策担当参事官室 電話：03-5520-8330、②環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室 電話：03-5521-8336